

# 『競走用馬ファンドのリスク・出資金(元本)保証に関する概要』

## 注意事項

- ◎競走用馬ファンドは、収入が保証されるものではありません。競走馬によっては、馬体状況等により競走に出走することなく引退することがあります。また、出走した場合においても、競走成績不振により出資元本を上回る賞金を獲得できないことがあります。したがって、会員が出資した元本が保証されるものではありません。
- ◎本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金の3%、当該出資馬が優勝した場合には、その獲得賞金の5%です(事故見舞金等並びに賞金に係わる諸手当のうち特別出走手当に対しては、営業者の報酬はいただきません)。会員の方の出資金支払いにつきましては、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を毎月追加出資する仕組みとなります。
- ◎本競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6(書面による解除)に準じて、本商品投資契約のクーリングオフが可能です。
- ◎会員が出資した出資馬の権利義務(商品投資受益権)は譲渡できません。また、会員名義の変更は、相続等による承継を除いて行いません。
- ◎金融商品取引法第47条3により、顧客は、金融商品取引業者が内閣府令に基づいて提出した事業報告書を、業者の本店・営業所において縦覧することができます。
- ◎本商品投資契約の詳細につきましては、本書面掲載の会員規約に記載しています。また、競走馬の血統並びに飼養管理に係わる繋養先につきましては、『会員募集のご案内』に記載しています。両書面をよくお読みいただき、競走用馬ファンド及び本商品投資契約の特徴とリスクをご理解のうえ出資申込みをご検討ください。
- ◎本書面掲載の会員規約は、金融商品取引法第37条3に規定する『契約締結前の交付書面』並びに同法第37条4に規定する『契約締結時の交付書面』を兼ねるものです。会員規約に基づいて当該出資馬の運用等が行われますので、契約終了まで本書面を保存ください。出資する方法と契約の締結につきましては、電話(口頭)による出資申込みと同時に出資契約が成立する方法が基本となりますが、別途指定期間内に専用出資申込書を会員が愛馬会法人に郵送して申込みと同時に出資契約が成立する方法を設けています。いずれの場合においても、出資契約成立後に愛馬会法人は、『契約締結時の交付書面』として出資会員の方に出資契約書を郵送通知し、この通知日をもって契約締結を確認して愛馬会法人、会員が各1通を保存します。

## (契約成立前・契約成立時の交付書面)

### 株式会社グリーンファーム愛馬会規約

競走用馬ファンドの契約にあたり、必ずお読みください

発行：株式会社グリーンファーム愛馬会  
(作成年月日：2020年8月1日)

## 目次

1. クラブ法人及び愛馬会法人	2	15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金に関する事項	10
2. 顧客から出資された財産の運用形態	2	16. 運用終了時(引退時)の支払について	10
3. 商品投資配当受益権の販売に関する事項	2	17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期	10
4. 愛馬会法人が顧客から徴収する手数料・追加出資金及び徴収の方法	3	18. 競走用馬ファンド(当該出資馬)に係る資産評価に関する事項	10
5. 匿名組合損益の帰属	5	19. 計算期間に係る競走用馬ファンド(当該出資馬)の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無	10
6. 顧客への利益分配金及び割引特典、経済的利益等に対する課税方法及び税率	5	20. 当該商品投資受益権に関する苦情処理・紛争解決措置及び訴訟について管轄権を有する団体並びに裁判所の名称及び住所	10
7. 匿名組合契約(商品投資契約)期間に関する事項	6	21. 匿名組合契約に係る法令等の概要	11
8. 匿名組合契約(商品投資契約)の変更に関する事項	6	22. 顧客が愛馬会法人の営業所において金融商品取引法第47条3(説明書類の縦覧)に規定する書面を閲覧できる旨	11
9. 匿名組合契約の解除に関する事項	6	23. 当該出資馬の海外遠征	11
10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項	6	24. 賞品売却分配金の算出方法について	11
11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項	6	25. 出資馬のNAR(地方競馬全国協会)への競走馬登録等について	11
12. 商品投資販売契約等(匿名組合契約)の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲	7	26. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について	11
13. 競走用馬ファンド(当該匿名組合)から支払われる管理報酬及び手数料について	9	グリーンファーム・クラブポイントサービス利用規約	12
14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法	10		

## 1. クラブ法人及び愛馬会法人

### (1) クラブ法人

- ・商号：株式会社グリーンファーム
- ・住所：東京都港区麻布台2丁目2番1号
- ・代表者：伊藤勲
- ・登録番号：関東財務局長(金商)第1586号
- ・資本金：4,000万円
- ・主要株主：恵比寿興業(株)
- ・他にしている事業：なし

### (2) 愛馬会法人

- ・商号：株式会社グリーンファーム愛馬会
- ・住所：東京都港区麻布台2丁目2番1号
- ・代表者：河野二郎
- ・登録番号：関東財務局長(金商)第1587号
- ・資本金：1,000万円
- ・主要株主：(株)グリーンファーム
- ・他にしている事業：なし

## 2. 顧客から出資された財産の運用形態

顧客から出資された財産により取得した競走用馬(本書面において「当該出資馬」という)は、愛馬会法人から日本中央競馬会(以下「JRA」という)又は地方競馬全国協会(以下「NAR」という)に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づき現物出資され、当該クラブ法人によりJRA及びNAR主催者等の競馬に出走させて得た賞金等から諸経費を控除した額(本書面において「獲得賞金分配対象額」という)を、クラブ法人は愛馬会法人に対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該獲得賞金分配対象額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うものです。獲得賞金分配対象額は、一定の基準(※後述「14」記載のとおり)に従い出資返戻金と利益の分配に区分します。なお、JRA主催の競走に出走させる目的で募集するファンドを以下「中央競馬ファンド」といい、NAR主催の競走に出走させる目的で募集するファンドを以下「地方競馬ファンド」といいます。

計算期間末に匿名組合契約にかかる決算を確定し、生じた利益の内顧客に分配を行っていない額あるいは生じた損失額(両者を本書面において「期末における当期損益分配額」という)を通知します。

また、当該出資馬の引退後に精算金がある場合には、クラブ法人及び愛馬会法人は、当該精算金を出資返戻金と利益分配額とに区分した上で、出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うものです。

## 3. 商品投資配当受益権の販売に関する事項

### (1) 入会及び出資申込の方法並びに出資金払込の期日及び方法等

#### ①新規に入会する顧客の場合

募集馬に対して出資を希望する顧客については、愛馬会法人へ入会して頂く必要があります(※ただし、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬関与禁(停止)者、暴力団関係者は入会できません)ので、本書を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行って下さい。なお入会時には、『入会申込書』への署名捺印をもって、暴力団等反社会的勢力でないことを表明し、確約されたものとします。

#### i 出資申込の方法等

顧客は、出資を希望する募集馬の残口状況を電話で確認した上で出資申込みを行って頂くと共に、『入会申込書』及び『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』に必要事項を記入して、『本人確認書類(※運転免許証等のコピー)』を添えて愛馬会法人に送付して下さい。

愛馬会法人は、当該電話申込み受付後、顧客に対して

『請求明細書』、『入会申込書』及び『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』を送付します。

顧客は、電話申込み日から2週間以内に愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。

愛馬会法人は、別添『入会申込書』、『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』等の到着及び入金確認がとれた後に、顧客に対して『会員証』を発行します。

#### ii 『請求明細書』に記載予定の項目

- 入会金：18,000円(税抜)
- 一般会費：3,000円(税抜。顧客が当該出資馬の出資申込を電話申込みした日の属する月(以下『申込月』という)分)。
- 出資金：一括払いの場合には全額、分割払いの場合には申込月分。分割払回数は最大10回まで可能。

ただし、申込月から当該出資馬が2歳5月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。※例えば、申込月が2歳1月の場合にあっては、分割払回数は5回となります。

なお、出資金の分割払いをしている顧客にあって、当該出資馬の分割払いが完了するまでに事故(保険対象事故に限る)により引退した場合、愛馬会法人は、引退後の請求を停止します。それ以後の出資金は、これに対応する保険金で充当します。

- 維持会費出資金：※後述「4.(2)」参照。
- 保険料出資金：※後述「4.(3)」参照。
- 輸入経費出資金：※後述「4.(4)」参照。
- 海外遠征出資金：※後述「4.(5)」参照。
- 祝賀費用の負担：※後述「4.(6)」参照。

#### iii 入会後に顧客からお支払い頂く出資金等及び自動引落等の方法について

以下の出資金等の自動引落については、申込月の翌々月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から、顧客指定の金融機関口座で自動引落を開始させていただきます。

なお、自動引落の手続きが完了していない顧客は、引き続き愛馬会法人から送付される『請求明細書』に記載されている金額を振替日までに愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。

- 一般会費：※後述「4.(1)」参照。  
申込月の翌月以降の分。
- 出資金：2回目以降の分割払金。
- 維持会費出資金：※後述「4.(2)」参照。
- 保険料出資金：※後述「4.(3)」参照。
- 輸入経費出資金：※後述「4.(4)」参照。
- 海外遠征出資金：※後述「4.(5)」参照。
- 祝賀費用の負担：※後述「4.(6)」参照。

#### ②既に会員になっている顧客の場合

#### i 出資申込の方法等

顧客は、出資を希望する募集馬の残口状況を電話で確認した上で出資申込みを行って頂くと共に、『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』に必要事項を記入して愛馬会法人に送付して下さい。愛馬会法人は、『募集馬パンフレット』配布時または当該電話申込み受付後、顧客に対して

『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』を送付します。愛馬会法人は、別添『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』の到着若しくは、初回分の入金確認がとれた時点で契約の成立とさせていただきます。なお出資契約時には、『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』への署名捺印をもって、暴力団等反社会的勢力でないことを表明し、確約されたものとします。なお月会費等の滞納がある方の新規お申し込みは承れない場合がございます。

ii 『請求明細書』に記載予定の項目

- 一般会費： ※後述「4.(1)」参照。
- 出 資 金： 一括払いの場合には全額  
分割払いの場合には、顧客が当該出資馬の出資申込を電話申込みした日の属する月(以下『申込月』という)分。分割払回数は最大10回まで可能。

ただし、申込月から当該出資馬が2歳5月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。※例えば、申込月が2歳1月の場合にあっては、分割払回数は5回となります。

なお、出資金の分割払いをしている顧客にあって、当該出資馬の分割払いが完了するまでに事故(保険対象事故に限る)により引退した場合、愛馬会法人は、引退後の請求を停止します。それ以後の出資金は、これに対応する保険金で充当します。

- 維持会費出資金： ※後述「4.(2)」参照。
- 保険料出資金： ※後述「4.(3)」参照。
- 輸入経費出資金： ※後述「4.(4)」参照。
- 海外遠征出資金： ※後述「4.(5)」参照。
- 祝賀費用の負担： ※後述「4.(6)」参照。

iii 今後、顧客から当該出資馬に関してお支払頂く出資金等及び自動引落等の方法について

以下の出資金等の自動引落については、申込月の翌月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から、顧客指定の金融機関口座で自動引落を開始させていただきます。

- 一般会費： ※後述「4.(1)」参照。
- 出 資 金： 2回目以降の分割払金。
- 維持会費出資金： ※後述「4.(2)」参照。
- 保険料出資金： ※後述「4.(3)」参照。
- 輸入経費出資金： ※後述「4.(4)」参照。
- 海外遠征出資金： ※後述「4.(5)」参照。
- 祝賀費用の負担： ※後述「4.(6)」参照。

③ 会員資格の喪失

- i 顧客は、支払義務が発生している出資金、一般会費、維持会費出資金、保険料出資金及び輸入経費出資金について、愛馬会法人に対する納入期日までに支払がない場合には、同期日から納入完了に至る日までの分について、愛馬会法人は、当該債務額に対して年率20%の割合による延滞利息の支払を求めます。
- ii 顧客が、前項の納入期日から2ヶ月以上支払いを怠った場合には、その会員資格は失効するものとし、さらに顧客が有していた分配金及び精算金にかかる受領権並びに当該出資馬に係る一切の権利も消滅するものとします。この場合、顧客は速やかに『会員証』を愛馬会法人に返還するものとします。
- iii 顧客が、本書面の「12.(4)」の記載内容に違反した場合及び愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合には、愛馬会

法人は顧客が有する「会員資格」の失効を求める場合があります。

- (2) 商品投資受益権の名称  
各募集馬パンフレットをご覧ください。
- (3) 販売予定総額及び口数  
1頭当たりの募集予定額及び1頭当たりの募集口数は、募集馬によってそれぞれ異なりますので募集馬パンフレットをご覧ください。
- (4) 販売単位  
愛馬会法人では、全ての募集馬について1口単位で販売しています。

(5) 出資申込期間及び取扱場所

① 申込期間

各募集馬へのお申し込みは、売出し日(各募集馬パンフレット等に明記)から、2歳12月末日までとします。

ただし、以下の項目のいずれかに該当した場合には、その該当した時点を以て申込を締め切ります。

- ・ 競走馬登録を行なうために愛馬会法人からクラブ法人に対して当該出資馬を現物出資した時点
- ・ 募集口数が満口になった時点

② 申込取扱場所

お申し込みは、愛馬会法人の事務所において営業時間内(平日・土の午前10時より午後6時まで。休業日は火・日・祝祭日)に受け付けています。また、別途定められた指定期間内に、愛馬会法人に『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』を送付して申し込み期間を設ける場合があります。

(6) 競走馬出資金のポイント付与制度

競走馬出資金(輸入経費出資金を除く。以下同じ)として、現金出資した場合には、その現金出資額に一定の割合で「ポイント」が付与されます。当該ポイントは、募集を行う馬の競走馬出資金に充当することができます。ポイントの利用取扱は、本紙最終頁に記載の「グリーンファーム・クラブポイントサービス利用規約」に従います。

(7) 「犯罪収益移転防止法」と「マイナンバー法」

① 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に規定する本人確認作業は、『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』等を本人確認書類記載の顧客住所に簡易書留にて送付することにより実施します。したがって愛馬会法人は、会員指定の郵便物送付先が自宅であるか否かにかかわらず、当該『競走用馬出資契約書(兼出資申込書)』等を本人確認住所(自宅)に転送不可の簡易書留にて送付し、会員となられた方にはこの方法にてお受取りいただきます。あらかじめご了承ください。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に規定する、いわゆるマイナンバーの収集、保管等に関わる作業は、本書面作成時点において、ヤマトシステム開発株式会社が愛馬会法人に代って行います。当該マイナンバーは、愛馬会法人の行う会員の所得税源泉徴収についての官公庁への届出事務に限って使用されます。

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する手数料・追加出資金及び徴収の方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて自動引落をする該当月の原則13日頃に、顧客に対して『請求明細書』を送付します。

- (1) 一般会費

当該経費は、愛馬会法人の運営費(発行する雑誌の購読料含む)に充てられるもので、申込月分から支払義務が発生し、出資頭数にかかわらず毎月1名につき3,000円(税抜)の費用をお支払い頂くこととなります。

①新規に入会する顧客の場合

i 申込月分のお支払い方法

顧客が、愛馬会法人に当該出資馬の出資申込みを電話により行った日から2週間以内に、愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。

ii 申込月の翌月分以降のお支払い方法

申込月の翌々月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。

なお、自動引落の手続きが完了していない顧客は、引き続き愛馬会法人から送付される『請求明細書』に記載されている金額を振替日までに愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。

②既に会員になっている顧客の場合のお支払い方法

毎月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に支払義務が発生している月分の会費を自動引落させていただきます。

(2) 維持会費出資金

当該維持会費出資金は、当該出資馬の運用において生じる費用(育成費及び厩舎預託料、各種登録料、手術代金、輸送費など)に充当するためのものであって、当該出資馬が2歳1月に到達した月分から顧客の支払義務が発生し、中央競馬ファン及び地方競馬ファンの南関東4場(浦和、大井、川崎、船橋)に所属の場合これを1頭当たり月額60万円、先述以外の地方競馬ファンの場合30万円と設定し、各募集口数で除したものが1口当たりの維持会費出資金となります。また中央競馬ファンから地方競馬ファン、若しくは地方競馬ファンから中央競馬ファンへと運用先が変更になる場合でも、募集時の維持会費出資金が適用されます。なお、顧客から出資された維持会費出資金で賄えない超過額が発生した場合、その超過額を引退精算時に追加で維持会費出資金として求める場合があります。この場合、引退精算金の支払時期(※後述「16. 運用終了時(引退時)の支払について(2)」)が遅れる場合があります。

①新規に入会する顧客の場合のお支払い方法

i 申込月が当該出資馬1歳12月までの場合

当該出資馬の2歳2月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。

ii 申込月が当該出資馬2歳1月以降の場合

顧客が、愛馬会法人に当該出資馬の出資申込みを電話により行った日から2週間以内に、愛馬会法人から送付された『請求明細書』に記載されている該当金額(※2歳1月分から入会月分までの額)を愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。また、その後の自動引落につきましては、申込月の翌々月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。

なお、自動引落の手続きが完了していない顧客は、引き続き愛馬会法人から送付される『請求明細書』に記載されている金額を振替日までに愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に

振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。

②既に会員になっている顧客の場合のお支払い方法

i 申込月が当該出資馬2歳1月までの場合

当該出資馬の2歳2月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。

ii 申込月が当該出資馬の2歳2月以降の場合

申込月の翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。ただし、初回の自動引落に限定して、2歳1月分から請求月分までの額をまとめて自動引落させていただきますのでご了承下さい。

(3) 保険料出資金

当該出資馬は、民間の損保会社が取り扱う競走用馬保険に、2歳1月1日より加入するものとし、保険年度は1月1日に始まり12月31日までとします。当該2歳馬以降の保険料を募集口数で除した1口当りの金額を出資口数に応じた保険料に係る顧客の支払義務については、当該馬齢に到達する前年12月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に支払義務が発生します。支払義務発生後に顧客が当該出資馬に出資申込をした場合であっても、当該馬齢の年間保険料は、顧客に負担して頂くこととなりますのでご了承下さい。

なお2歳馬保険料の顧客のお支払い方法は以下のとおりです。また3歳馬以降の保険料のお支払方法については、当該馬齢に到達する前年の12月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に年間保険料の自動引落をさせていただきます。

①新規に入会する顧客の場合のお支払い方法

i 申込月が当該出資馬1歳10月までの場合

当該出資馬の1歳12月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動引落をさせていただきます。

ii 申込月が当該出資馬1歳11月以降の場合

顧客が、愛馬会法人に当該出資馬の出資申込みを電話により行った日から2週間以内に、愛馬会法人から送付された『請求明細書』に記載されている該当金額(※2歳1月1日より2歳12月31日までの保険料)を愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。

②既に会員になっている顧客の場合のお支払い方法

i 申込月が当該出資馬1歳11月までの場合

当該出資馬の1歳12月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動引落をさせていただきます。

ii 申込月が当該出資馬1歳12月以降の場合

申込月の翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動引落をさせていただきます。

③競走用馬保険の取扱い

愛馬会法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走用馬保険に対応することになります。当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意下さい。

i 保険加入に際しては、当該出資馬の健康状態を理由として保険加入ができない場合や、限定条件付きの競走用馬保険となる場合がありますのでご了承下さい。

ii 保険金額は、2歳馬については募集価格の100%。3歳馬については募集価格の70%、4歳馬以上については募集価格の50%を保険金額とします。

ただし、当該出資馬がオープンレース以上の平地競走において優勝した場合には、馬齢に関係なく募集価格の100%が保険加入額となりますので、不足金額が生じた場合には月割り計算して顧客には追加保険料出資金としてご負担して頂く必要がありますのでご了承下さい。

また、種牡馬としての価値が本項記載の加入額を著しく上回ると想定される場合などで、顧客の利益保護を主な目的として加入額を適宜増額する判断を営業者は行うことがあります。この場合の増額に対応する保険料についても会員の負担となります。

- iii 年間の保険料は、保険金額の3%程度(本書面作成日現在)となりますので、当該出資馬の出資割合に応じて負担して頂くこととなります。
- iv 当該出資馬が障害競走に出走する場合、レース当日のみ(障害競走中に起因した事故によりレース翌日以降に保険金支払い対象となる場合を含む)、馬齢、募集価格に係わりなく保険金額は200万円に変更となります。この場合でも、保険料の追徴・返戻等は行われません。
- v 当該出資馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもってその損害全てに対する補填とし、顧客は、愛馬会法人及びその関係者に対して何らの損害請求はできませんので、ご承知おきください。
- vi 分割払にて申込まれた顧客については、分割払期間中に保険事故が発生した場合に限り、未納となっている出資金額は、これに対応する保険金で充当しますのでご了承下さい。
- vii 競走馬保険は死亡保険ですが、保険料の増額を伴わない限度で、本書面作成日現在、以下の特約が付加されています。下記a～eいずれにおいても、保険金額全額が、出資口数に応じて顧客に分配されます(以下a～cの重複適用はなく、同一保険年度においてdまたはeの給付と死亡保険の給付を合わせて受ける場合、死亡保険金額が限度となります)。
  - a. 保険会社の指定する獣医師より競走能力喪失の診断を受けた場合、死亡保険加入額の20%(ただし、障害競走に起因する事故の場合は、1頭あたり200万円が金額限度)が加入者に給付されます。
  - b. 保険会社の指定する獣医師より競走能力喪失の診断を受けた未出走馬で、且つ日本中央競馬会馬主相互会の競走能力喪失に係わる「規定3号・4号の事故見舞金」支給要件に該当しない場合、死亡保険加入額の50%が加入者に給付されます。
  - c. 被保険馬が傷害または疾病により、競走への出走が困難な状況になったと認められ、競走馬登録の抹消等により、競走に一度も出走できないことが確定した場合は保険加入額の20%が加入者に給付されます。
  - d. 「手術費用特約」として、傷病により主に全身麻酔を伴う外科手術が実施された場合には、死亡保険加入額の3%を支払い限度として、当該手術代金相当額が加入者に給付されます。なお、詳細な特約内容に関しては、保険約款に従います。
  - e. 「屈腱炎見舞金特約」として、初めて屈腱炎と診断された場合、50万円を限度として保険加入額の5%相当額が加入者に給付されます(再発は対象外です)。

#### (4) 輸入経費出資金

輸入経費出資金は、当該出資馬が外国産馬の場合において、日本国へ輸入する際に掛かった諸経費(輸入関税、輸送保険料、出入国検疫費、付添人費、軽種馬協会登録費、輸送料金、および諸費用等、外国における馬の飼育地から日本国内の着地検査牧場到着までに要する費用とします)であって、当該経費を1頭当たり9,350,000円とします。

顧客には当該輸入経費出資金を出資割合に応じてご負担し

て頂くこととなりますので、当該出資馬の出資申込の際に、

- ・新規に入会する顧客の場合には、愛馬会法人指定の金融機関口座(※みずほ銀行神谷町支店<普通口座2740758>)に振り込んで下さい(振込手数料は顧客負担となります)。
- ・既に会員になっている顧客の場合には、申込月の翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動引落をさせていただきます。

#### (5) 海外遠征出資金

顧客は、当該出資馬が海外における競馬(以下「海外遠征」という)に出走するための輸送費・関係者等件費その他の諸経費について、出資の割合に応じて負担するものとします。負担の方法は、海外遠征経費の概算見積額を追加出資の形で負担して頂くこととなります。

#### (6) 祝賀費用の負担

当該出資馬が重賞競走(海外・障害・地方競馬等を含む)に出走して優勝した場合には、本賞金の10%を限度として、祝賀行事の開催及び記念品の作成がされる場合があります。当該馬の出資顧客は、祝賀費用等の見積額を出資の割合に応じて、該当する分配金から愛馬会法人に預け入れます。愛馬会法人は、その預り金をもって祝賀費用等の支払を行い、預り金の精算を致します。従いまして、祝賀費用の預入及び精算払出は、匿名組合運用に係る出資分配としては扱われません。

### 5. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約にかかる損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走馬の減価償却費、進上金、営業手数料等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数の割合に応じ顧客に帰属します。

### 6. 顧客への利益分配金及び割引特典、経済的利益等に対する課税方法及び税率

#### (1) 顧客への利益分配金に対する課税方法

##### ①顧客が個人の場合

個人顧客(愛馬会法人会員)が本書面の「2」で定める獲得賞金分配対象額の内利益分配額として受け取った金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます(分配の際に源泉徴収の対象となり徴収された所定の所得税(20.42%)は、確定申告時に精算となります)。

また、運用期間中に生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により補填されるまで繰り越します。なお、他のファンドから生ずる利益分配金の必要経費に算入することは出来ません。ファンド終了時に生じた損失金は雑所得内の一定の損益通算は可能ですが、他の所得とは損益通算できません。

但し、出資返戻金は、課税対象となりません。

##### ②顧客が法人の場合

法人顧客(愛馬会法人会員)が受け取った利益分配額は、法人税の課税所得の金額の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。

ファンド終了時に利益分配額として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、ファンド終了時に生じた損失金については、法人税の課税所得の金額の計算上、損金の額に算入されます。

但し、出資返戻金は、課税対象となりません。

## (2) 割引特典・経済的利益等に対する課税方法

### ①顧客が個人の場合

競走用馬の募集に際し、割引特典及び出資金の無償譲り受けその他経済的利益等(以下「割引特典等」という)の適用を受けた場合、割引等相当額は雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます。

### ②顧客が法人の場合

競走用馬の募集に際し、割引特典等の適用を受けた場合、割引等相当額は法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。

## 7. 匿名組合契約(商品投資契約)期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、顧客に対して、出資割合に応じて精算金等の支払が完了した期日を以て匿名組合契約は解除するものとします。

## 8. 匿名組合契約(商品投資契約)の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として顧客に対して同意を得た上で変更を行います。

また、現在適用になっている法律の改正及びその他法律の適用を新たに受けることとなった場合においてはその法律が優先されるため、記載事項の内容について変更しなければならない場合があることを付言します。

## 9. 匿名組合契約の解除に関する事項

### (1) 解約の可否及びその条件

顧客は、解約をする日の属する月分までの一般会費、出資金、維持会費出資金及び保険料出資金等を支払った上で、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。

ただし、その際に顧客には、当該出資馬に対する権利を放棄して頂きます。なお、当該会員が他の出資馬に対する権利を有している場合は、その権利も放棄して頂くこととなります。

また、本匿名組合は、JRA及びNAR主催者等の競馬に出走する競走用馬を投資対象とする競走用馬ファンドのため顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、維持会費出資金及び保険料出資金等は、返金することはできません。

また、顧客に対して当該出資馬を含むすべての出資馬の未精算となっている利益分配金及び損失分配金並びに出資返戻金等の一切の権利を放棄していただきます。

### (2) 解約の方法

顧客が当該出資馬の解約を行う場合には、解約をする日の属する月分までの一般会費、出資金、維持会費出資金及び保険料出資金等を支払った上で、愛馬会法人に2カ月以上前に連絡の後、書面にて自署押印の上、愛馬会法人に送付し手続きを完了するものとします。

### (3) 解約申込期間

顧客の当該出資馬に関する匿名組合契約の解約申込期間は、匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が解除される日までの期間とします。

### (4) 解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約又は解除があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。ただし、当該出資馬の馬体状況及び競走成績を考慮した

上で運用終了する場合があります。

### (5) クーリング・オフについて

金融商品取引法第37条6の規定に準じ、当該出資馬に係る匿名組合契約を締結した顧客は、金融商品取引法第37条4の書面(商品投資契約等の成立時の書面)を受理した日もしくは出資に係る意思表示を行った日から起算して10日を経過するまでの間、書面にて愛馬会法人に通知することにより当該契約を解除することができます。

当該契約の解除は、顧客がその書面を発した時に効力を生じます。よって、愛馬会法人に納入済みの出資金等代金は全額返還致しますし、契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

ただし、顧客が納入の際に負担した振込手数料については、愛馬会法人で負担致しかねますので予めご承知おき下さい。

なお、法制度上、顧客が営業のため又は営業としてのご契約については、当該クーリング・オフは適用されません。

## 10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項

顧客は、匿名組合契約上の地位または匿名組合契約上の諸権利を、顧客が愛馬会法人への事前の通知による相続等による譲渡をする場合もしくは愛馬会法人に譲渡する場合を除き、第三者に譲渡することはできません。

また、顧客は匿名組合契約上の諸権利を、第三者に対し、質入、その他担保設定の処分はできません。

## 11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項

### (1) 商品投資の内容及び投資制限

顧客から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4二記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬(競馬法第14条に基づき、JRAが行う登録、または競馬法第22条で準用する第14条に基づきNARが行う登録を受け又は受けようとする競走用馬)に限定して投資を行います。

### (2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

#### ①借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料等は、顧客から出資されている維持会費出資金で充当します。顧客から出資された維持会費出資金で賄えない超過額が発生した場合及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な損失負担は当該匿名組合の損益計算を通じて顧客に帰属します。出資馬の賞金等の発生時に行う利益分配額の計算段階で当該借入金額を算入しますので、顧客に対して負担を求めることとなります。

#### ②集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA及びNAR主催者等から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配金および出資返戻金等を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

よって、利益分配金および出資返戻金等については、顧客に対して支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

#### ③ファンド財産の分別管理について

クラブ法人及び愛馬会法人は、顧客から出資された財産、または、顧客に受領権の存する競馬賞金その他の財産は、事

業者財産と分別して、ファンド財産専用の銀行口座で管理するものとします。

- ・愛馬会法人における出資財産の資金管理口座  
みずほ銀行神谷町支店 普通預金 1 2 3 7 1 1 4  
口座名義人 株式会社グリーンファーム愛馬会ファンド口座
- ・クラブ法人における出資財産の資金管理口座  
みずほ銀行神谷町支店 普通預金 2 7 4 4 7 2 9  
口座名義人 株式会社グリーンファームファンド口座

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により、運用終了日が繰上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時(1月1日)とします。

(5) 運用終了予定日について

愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資された当該出資馬の場合については、馬体状況及び競走成績を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、JRA及びNARの競走用馬としての登録の抹消並びに両会に競走用馬として登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続(本書面において「引退」又は「運用終了」という)を行いますので、運用終了予定日は未定です。当該出資馬の引退後は、クラブ法人は当該出資馬の処分を愛馬会法人へ委託して、愛馬会法人が当該出資馬を第三者へ処分します。

また、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の場合については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が、馬体状況を考慮の上、クラブ法人に現物出資をしないことの変更手続(本書面において「引退」又は「運用終了」という)を行い、その後、第三者へ処分を行うこととなりますので、運用終了予定年月日は未定です。

ただし、当該出資馬が牝馬の場合には原則として6歳3月末日を期限としますが、馬体状況及び競走成績を考慮し運用終了日が繰上がる場合があります。また、6歳4月以降も現役を続行する場合は、愛馬会法人はクラブ法人の決定を受けて、顧客に対し事前にその旨を通知します。

なお運用終了時にオークションによる売却を行うことができます。

① サラブレッドオークションへの出品

当該出資馬の引退・運用終了に際してクラブ法人は、サラブレッドオークション(以下「オークション」という)に出品して売却する場合があります。オークションへの出品要領については概略以下のとおりとなります。オークションは毎週木曜日に開催され、落札馬の売却代金は翌日金曜日(金融機関非営業日の場合はその翌日)に決済されます。繋養経費については決済日まで売主負担となり、決済日翌日の出品馬引渡し以降は買主の負担となります。落札価格に消費税を加えた金額が売却代金となり、このうちよりオークション事務局に支払う売却申込料20,000円(令和2年8月1日現在。税抜)、売却手数料(売却代金の6%相当額。税込。ただしこの一部である2%相当額は、後述「13.(4)」に記載のとおり愛馬会法人の営業者報酬となります)、銀行振込手数料が控除され入金を受けます。出品馬に応札がないなど、いわゆる「主取り」となる場合、売却申込料20,000円(税抜)は、売主には返却されることなくオークション事務局の受領となります。

② 売却代金と売却経費

会員への分配対象額は、前記①のとおり、売却代金から売

却申込料20,000円(税抜)、売却手数料(6%)、銀行振込手数料が控除された金額となります。万一出品馬に応札がないなど、いわゆる「主取り」となる場合、売却申込料20,000円(税抜)は会員負担となります。また、繋養経費については売却代金決済日まで会員負担となります。

③ オークションに関わるその他事項

i 引退馬がJRA入厩予定の牝馬で、後述「12.(7)④iii」に規定する買戻し代金が会員に支払われる場合、当該牝馬は、原則としてオークション前日に、当該買戻し代金支払い者である生産(提供)牧場に譲渡されます。したがって、当該牝馬がオークションに出品される場合の出品者はクラブ法人でなく当該生産(提供)牧場となります。

ii オークション出品については原則として当該出資馬の競走馬登録抹消後となりますが、NAR管轄下の地方競馬場登録馬などで抹消前に出品する場合があります。当該出品馬抹消に際して給付金等の交付が期待できる場合には当該給付金の受給者は落札者となりますが、クラブ法人は、出品に際して当該給付金相当額を上回る落札希望価格を提示し、且つ入札の促進と落札価格向上を目的として当該好条件を出品情報に開示します。

iii オークション出品にあたっては、落札者から瑕疵担保責任等に問われることがないように十分注意する必要があります。傷病等により引退となる馬は原則として出品対象から除きます。またこれ以外の引退においてもクラブ法人は、オークションに出品する方法によらず競走馬として売却する、もしくは、有償無償に関わらず乗馬や種牡馬等への転用を目的として譲渡するなど、馬体状況や用途適性等に応じて当該出資馬運用終了後の引き受け先を適宜判断します。

(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了するものとし、毎年12月31日を決算日とします。

## 12. 商品投資販売契約等(匿名組合契約)の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲

(1) 商品投資販売契約の種類

商法(明治32年法律第48号、以降の改正を含む)第三篇第四章第535号により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり営業者(本書面において「愛馬会法人」という)に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員(本書面において「顧客」という)に分配することを約束する契約です。

(2) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容

顧客は、匿名組合契約(商法第539条、金融商品取引法第47条3)に基づき、事業状況及び財務内容に関する情報を閲覧することができます。

この情報の閲覧に関して顧客は、3営業日前に通知したうえで、通常の営業時間中に、愛馬会法人の営業所にて行えます。

なお、閲覧のできる書類は、金融商品取引法第47条3の規定により、クラブ法人及び愛馬会法人の事業報告書となります。

(3) 顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した競走用馬(本書面において「当該出資馬」という)の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。当該愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第535条の規定に基づきJRA及びNARに馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴

いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、JRA及びNARに競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師及び出走する競走(海外を含む)の選択、当該出資馬の引退手続を行います。また、クラブ法人は、引退後の当該出資馬の処分を愛馬会法人に委託します。愛馬会法人は当該出資馬について第三者への処分を行うものとします。

なお、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の引退後の第三者への処分については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が行うものとします。

#### (4) 顧客の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の顧客は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金及びそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うことになります。

また、当該出資馬に出資した顧客は、愛馬会法人の経営及び運用管理に参加することはできません。

なお、顧客は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触すること及びJRA及びNAR管轄下の地方競馬場の厩舎地区に立ち入ることはできません。顧客が当該出資馬に関しての問い合わせ等は、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

#### (5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項

顧客の損失分担について

競走用馬ファンドは、当該出資馬をJRA及びNARに馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走することで賞金等を取得させ、当該賞金等から諸経費を控除した額(獲得賞金分配対象額)をクラブ法人は愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払い金額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払いするというファンドスキームです。

また、競走用馬によっては、馬体状況等により、競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、配当金が保証されているものでもありません。

なお、当該出資馬に関する顧客の費用負担は2歳の到達時期(1月1日)より発生します。従って、2歳の到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を解除することになった場合は、当該出資馬の出資金及び保険料出資金は、顧客に対して全額が払戻しの対象となります。

当該出資馬が2歳の到達時期(1月1日)以降においては、死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、当該出資馬の競走成績の如何に関わらず、当該出資馬の競走馬出資金、維持会費出資金及び保険料出資金等その他愛馬会法人に納入済みの一切の金額は顧客に対して返金いたしません。また競走馬出資金について顧客は、愛馬会法人の請求にしたがって全額納入する義務が生じます。

#### (6) クラブポイント付与制度について

##### ① クラブポイント付与

愛馬会法人は、会員が出資する競走馬出資金について、愛馬会法人が定める「グリーンファーム・クラブポイントサービス利用規約」に従い、会員が出資する競走馬出資金額の5%に相当する金額をクラブポイントに換算して、当該クラブポイントを会員が競走馬出資金に充当することができるクラブポイントを付与する制度となり、1ポイントを1円と換算します。

##### ② ポイント権利行使に係る課税上の取り扱い

会員は、出資を申し込んだ新規募集馬に係る出資金額に

代えて、保有するクラブポイントを出資金額に充当した場合には、当該クラブポイント数に相当する金額は、その年度の所得税法上課税所得の金額に算入されます。また、顧客が法人の場合には法人税法上の課税所得の金額計算上益金の額に算入されることとなります。

#### (7) 顧客から出資された財産に関する分配金の受領権

以下に定める受領は、当該出資馬の出資金を一括納入された顧客または分割払いを完納した顧客は、出資割合に応じて以下に定める受領権を所有します。

##### ① 賞金等の受領権

顧客が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞および出走奨励金の合計額(本書面において「賞金」という)に、事故見舞金(※後述「④ i」参照)、特別出走手当及び競走取り止め交付金を加えた額(本書面において「賞金等」という)から、源泉所得税、進上金、消費税およびクラブ法人営業手数料等の合計額(本書面において「諸経費①」という)並びに、愛馬会法人営業手数料の合計額(本書面において「諸経費②」という)を控除して算出した金額(本書面において「支払金」という)になります。

支払金の計算上控除された賞金に係る源泉所得税及び消費税(※後述「13.(2)」参照)に係る金額並びに出資馬の購入代価、又は引退時の売却代価、預託料、輸送費等に係る消費税の金額は、クラブ法人の各事業年度に納付すべき消費税額を計算します。当該事業年度の消費税の金額及び源泉所得税の金額について還付金が生じた場合には、その還付金にあります。

##### ② 賞品等の受領権

クラブ法人が馬主として、JRA及びNAR主催者等から取得した純金メダル、金製品、宝飾品等で、一定のものについては、適正な方法で処分した売却代金にあります。

##### ③ その他の受領権

顧客が所有する前記①以外の受領権は、出資馬を売却した後の終了時における当該匿名組合貸借対照表の純資産の部に掲げる金額の内出資口数の割合に応じた金額にあります。当該金額は、出資馬の引退時における残余財産、すなわち事故見舞金・抹消給付金(※後述「④ i」参照)、維持会費出資金精算金(※後述「④ ii」参照)、出資馬売却代金(※後述「④ iii」参照)、及び保険金(保険事故により支給を受けた金額又は解約返戻金)、所得税精算金(※後述「④ iv」参照)、消費税精算金(※後述「④ v」参照)の各項目の合計額を合算した額等(本書面において「精算金」という)から構成されます。

##### ④ 注意事項

###### i 事故見舞金・抹消給付金について

事故で一定期間出走できない場合又はJRAの競走用馬としての登録を抹消する場合に交付を受けるものです。

###### ii 維持会費出資金等の精算金の計算

出資馬にかかる維持会費出資金の合計額と実際に要した預託料の合計額の差額及び中央競馬馬主相互会から支払を受けた一定の診療費補助金の合計額にあります。

###### iii 当該出資馬の売却代金の算出

中央競馬ファンドの牡馬、地方競馬ファンドの競走馬については、第三者へ売却ができた場合には売却代金から売却に要した費用を控除した金額を分配します。

また、種牡馬となる場合には、その売却代金の60%相



当額を当該匿名組合に対して分配します。

中央競馬ファンドの牝馬については、当該出資馬の生産者等が募集総額の5%で買い戻した代金(本書面において「5%ルール代金」という)となります。

ただし、当該牝馬が死亡した場合、この5%ルール代金はありません。また、当該牝馬が引退にあたり、保険約款に基づき競走能力喪失の診断を受けた場合、この買い戻し代金はなく無償にて生産(提供)牧場に譲渡されます。仮に、事故見舞金及び特約保険金の合計額が5%ルール代金を超過する場合には売却代金の適用はありませんのでご了承ください。

クラブ法人は、牝馬の買上及び牡馬の販売業務を愛馬会法人に委託致します。

#### iv 所得税精算金

JRA及びNAR主催者等が賞金支払時に控除した源泉徴収所得税は、クラブ法人の決算において法人税額に充当し精算します。当該所得税精算金は還付金受取後遅滞なくクラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払を受けた愛馬会法人は、顧客に支払います。

#### v 消費税精算金

出資により獲得した賞金にかかる消費税及び競走馬の購入代価、厩舎預託料、輸送費等にかかる消費税はクラブ法人の決算において精算されますが、匿名組合の計算において匿名組合が預かった消費税額から、支出した消費税額の内仕入税額控除対象額を控除した金額がマイナスとなり、クラブ法人の消費税申告を通じて還付を受けた、あるいは還付請求すべき金額がある場合、当該消費税精算額は、その還付金受取後遅滞なくクラブ法人は愛馬会法人に支払い、支払を受けた愛馬会法人は、顧客に支払います。

#### vi 顧客にはない受領権

クラブ法人が中央競馬馬主相互会から支払を受ける装蹄費補助金、診療費補助金(※維持会費の最終支払月分以降のものに限る)、並びにクラブ法人が馬主としてJRA等から取得した賞品(カップ、盾、レイ、賞状など)。ただし、売却対象となる商品(※後述「24.①」参照)に関する受領権は愛馬会法人に帰属するものとします。

### 13. 競走用馬ファンド(当該匿名組合)から支払われる管理報酬及び手数料について

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち(1)及び(2)(賞金に係る源泉徴収所得税額)に掲げる額をJRA及びNAR主催者等により控除されて支払を受けます。

また、クラブ法人は、JRA及びNAR主催者等から支払われた金額から、以下の項目の内(2)の消費税、(3)(4)及び(5)に掲げる額を控除して、当該控除後の額(獲得賞金分配対象額)を愛馬会法人に支払います。支払を受けた愛馬会法人は、顧客の出資割合に応じて分配します。

#### (1) 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金(ただし、付加賞を除いた額)の20%に、付加賞の5%を加算した額が支払われます。

また、障害競走の場合は、賞金(ただし、付加賞を除いた額)の22%に、付加賞の7%を加算した額が支払われます。

#### (2) JRA及びNAR主催者からの賞金交付時にかかる源泉徴収所得税及び消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た総賞金が

75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、JRA及びNAR主催者等が総賞金から源泉徴収所得税を控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりとし、賞金に特別出走手当を加えたものを総賞金と称します。

#### ○源泉徴収所得税の計算式

$$(総賞金 - (総賞金 \times 0.2 + 60万円)) \times 0.1021$$

当該出資馬が1回の出走につき得た総賞金には消費税が含まれており、以下の計算方法により消費税額は控除されます。

#### ○消費税の計算式(消費税率変更とともに変更となります)

$$(総賞金 - 進上金) \times 10 / 110$$

※1円未満は切り捨て

※「10 / 110」は、本書面作成日現在の消費税。税率変更とともに改定されます。

#### (3) クラブ法人営業手数料

当該項目は、JRA及びNAR主催者等から支払われた賞金の1%の額を、クラブ法人営業手数料として賞金から控除します。

#### (4) 愛馬会法人営業手数料及び営業者報酬

当該項目は、JRA及びNAR主催者等から支払われた賞金の2%(※優勝した場合には4%)の額を、愛馬会法人営業手数料として賞金から控除します。また営業者報酬として賞品売却に際しての事務手数料を、引退に際してオークションにて売却する場合、売却代金の売却手数料6%の内2%相当額を、種牡馬として転用する場合には売却代金等の40%を控除します。

#### (5) 愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は次のとおりです。

#### ○源泉徴収所得税額の計算

$$愛馬会法人が顧客に支払う利益分配金額 \times 0.2042$$

#### (6) 外国人騎手の騎乗と「国外事業者進上金」について

消費税法改正により2016年4月1日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」と位置づけること、並びにいわゆる「リバースチャージ方式」による消費税の申告・納税を実施することなどの仕組みが導入されました。外国人騎手(JRAの通年免許を付与されている外国人騎手を除く)が騎乗した場合の進上金(ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当)にかかる消費税の申告・納付についても同規定が適用となりますので、JRA等が賞金を馬主に支払う際や、クラブ法人が消費税の申告・納付を行う際などでは、本邦騎手が騎乗した場合と異なる事務対応が求められます。ただし、本項記載の分配作業並びに「12.(7)④v」に記載の会員が受領する「消費税精算金」の計算など、愛馬会法人が出資会員に対して行う分配等の事務作業については本書面記載のとおりとなります。したがって、騎乗者の国籍等による取扱いの相違はありません。

## 14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法

### (1) 出資返戻金

獲得賞金分配対象額(※前述「13」記載のとおり)の内、①の金額から②の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とする。

①賞金獲得時における出資金及び維持会費出資金並びに保険料出資金等の累計出資金額(過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額)

②競走馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下の通りです。

#### ○競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法

##### ・取得価額の算出

取得価額＝(競走馬の出資価額＋育成期間の取得費加算額)×100／110

※100／110は消費税率変更とともに改定されます。

##### ・減価償却累計額の算出

取得価額／48×2歳4月から賞金分配前月までの月数

##### ・前月末簿価の算出

取得価額－減価償却累計額

※1円未満は切り捨て。

※100／110は消費税率変更とともに改定されます。

### (2) 利益分配額

獲得賞金分配対象額の内、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配額となります。

## 15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金に関する事項

### (1) 支払金について(※前述「12. (7)①」に記載のとおり)

愛馬会法人は、支払金がある場合には、当該支払金を出資の割合に応じて算出し、当該金額から利益分配額(※前述「14」記載のとおり)にかかる源泉徴収税額を控除した金額を顧客に支払います。

なお、支払時期にあたっては、原則として、当該出資馬がJRA及びNAR主催者等の競馬に出走した日の属する月の翌月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に顧客指定の金融機関口座へ振り込むと共に、原則として同月13日頃に顧客に対して『支払通知書』を送付します。なお、外国における競馬に出走した場合の支払いは、当該競走に係る獲得賞金入金の日属する月の翌々月25日となる場合がございます。

### (2) 適用除外

#### ①支払金の繰延

愛馬会法人は、顧客への支払金計算において、分配対象額の内、分配されない端数金額が生じた場合には預り金とし、当該出資馬の引退精算時において当該預り金を分配します。

#### ②支払金の留保

顧客が、納入期限の到来した一般会費、維持会費出資金、保険料出資金並びにその他の競走用馬ファンドに係る出資金等が未納になっている場合は、当該顧客に対する支払金は留保します。なお、留保した支払金を以て未納金額に充てることはできません。

## 16. 運用終了時(引退時)の支払について

### (1) 運用終了時の計算方法

クラブ法人は、当該出資馬の引退時に、当該出資馬にかかる精算金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区分し、出資割合に応じて算出し、当該算出金額から利益分配額に対する源泉徴収税額(20.42%)を控除して愛馬会法人に支払い、愛馬会法人は当該金額を顧客に支払います。

### (2) 支払方法及び支払時期

愛馬会法人は、当該分配金額を原則として、当該出資馬が引退した日の属する月から3カ月以内の月の25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に、顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。なお、顧客に対して事前に『引退通知』及び『精算通知書』を送付します。

### (3) 注意事項

顧客が、納入期限の到来した一般会費、維持会費出資金、保険料出資金並びにその他の競走用馬ファンドに係る出資金が未納になっている場合は、当該顧客に対する精算金は留保します。留保した精算金を以て未納金額に充てることはできません。

## 17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

### (1) 期間運用報告書

愛馬会法人は、当該出資馬の運用状況については、競馬に出走した日の属する月の翌月13日頃に『支払通知書』を、顧客に対し書面で送付します。

### (2) 財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書

当該出資馬の運用状況については、『財産運用状況報告書』及び『分配金及び出資金通知書』を毎年12月末日の決算終了時から3カ月以内に顧客に対し書面で送付します。

なお、内容については下記のとおりになります。

- ・募集総額
- ・1口あたりの出資額
- ・当該報告書の作成日及び前回の報告書の作成日
- ・計算期間末の純資産総額及び一口当たりの純資産額
- ・計算期間中における運用の経過
- ・計算期間中の当該出資馬に関する貸借対照表、損益計算書及び純資産変動計算書
- ・前記に掲げる書面に対する公認会計士又は監査法人の監査の有無
- ・運用開始から計算期間末までの販売件数、解約件数及び計算期間中における解約件数
- ・計算期間中の配当の総額及び計算期間中における1口あたりの配当の金額

## 18. 競走用馬ファンド(当該出資馬)に係る資産評価に関する事項

前記「17.顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期」を参照して下さい。

## 19. 計算期間に係る競走用馬ファンド(当該出資馬)の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定はありません。

## 20. 当該商品投資受益権に関する苦情処理・紛争解決措置及び訴訟について管轄権を有する団体並びに裁判所の名称及び住所

①愛馬会法人が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会が委託する、苦情処理措置及び紛争解決措置についての委託先の名称及び住所

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第3証券会館  
②裁判所  
東京地方裁判所  
〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4

## 21. 匿名組合契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法535条から同法542条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前でなされるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

また、顧客に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止及びクーリング・オフ等の行為については、商品投資に係る事業の規制に関する法律(金融商品取引法)の規定に基づき行為規制を受けております。

なお、馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については、競馬法(昭和23年法律第158号)の規定に基づき規制を受けております。

## 22. 顧客が愛馬会法人の営業所において金融商品取引法第47条3(説明書類の縦覧)に規定する書面を閲覧できる旨

顧客は、金融商品取引法第47条3(説明書類の縦覧)により、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人及び愛馬会法人の事業報告書を当該営業所の営業時間中に閲覧することができます(※前述「12.(2)」参照)。

## 23. 当該出資馬の海外遠征

当該出資馬を外国における競走に出走(以下「海外遠征」という)させる場合は、当該出資馬の所有権があるクラブ法人が決定するものとし、当該決定を受けた愛馬会法人は顧客に対して速やかに通知します。

また、海外遠征の場合、進上金の取扱いについては、遠征先のルールに従うものとし、更にJRA交付の褒賞金については、これを進上金の対象とします。また、遠征に際して生じた、検疫、輸送の帯同人件費、登録料、保険等の経費相当額については、顧客は遠征馬の競走成績に関わりなく、これを海外遠征出資金として負担するものとなります。

## 24. 賞品売却分配金の算出方法について

### ①会員分配対象賞品の区分

クラブ法人が馬主として得た、10万円(税抜)を超える純金メダル、金製品及び宝飾品等については、競争入札方法により換金して、当該出資会員に分配致します。但し、10万円以下等の賞品及び冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品のほか、参加賞、盾、レイ、賞状及び優勝DVD等については、会員に受領権は無いこととします。

### ②賞品の販売手数料

クラブ法人は、愛馬会法人を入札の主権者に指名します。愛馬会法人は賞品の購入希望者を決定し販売代金を回収し販売手数料35,000円(税抜)を取得控除した金額をクラブ法人に支払います。クラブ法人は、支払を受けた金額を分配対象金額に算入し当該出資会員に分配します。

## 25. 出資馬のNAR(地方競馬全国協会)への競走馬登録等について

### (1) NARへの転籍等

クラブ法人の所有する競走馬は、JRAへ競走馬登録を行い競馬に出走させて運用することを基本としますが、クラブ法人の所有する競走馬はNARへ競走馬登録を行うことにより、NAR主催者が主催する競馬に出走させて運用することが可能です。当該出資馬をJRA、NARのいずれかに登録在籍させるかについては、クラブ法人が判断するものとします。したがって、会員は出資馬がJRAまたはNARのいずれかに競走馬登録された場合においても匿名組合契約が終了するまでの間は、本規約が適用されるものとします。

クラブ法人は、JRAの競走馬登録を抹消した出資馬をNARに転籍させJRAの定める成績を挙げた出資馬について、「JRAの再登録」の仕組みによる制度を活用して出資馬を運用することができます。

### (2) 引退及び匿名組合契約終了等の判断とその後の地方競馬等の出走について

クラブ法人は、当該出資馬の引退・匿名組合契約を終了する判断及び運用等は採算性等考慮し、出資会員の利益を優先し決めるものとします。

出資会員は、匿名組合契約が終了した出資馬の権利を取得した第三者若しくは営業者等関わりのある馬主登録者が地方競馬等の競馬に出走させる場合のあることを了承するものとします。

## 26. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について

愛馬会法人は、顧客と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失又は棄損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について十分に取り組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取り扱いを致します。ただし、法令に基づく場合、又は人の生命、身体又は財産の保護等のために必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますのでご了承下さい。

なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせ致します。

- (1) パンフレット・会報・請求明細書・支払通知書及び財産運用状況報告書等の愛馬会法人からの各種送付物の発送
- (2) 会費・馬代金等引き落とし、および分配金の振込
- (3) 牧場の見学に際し、円滑な牧場見学をして頂くために、愛馬会法人が該当牧場に対して個人情報(会員番号、氏名、電話番号)を紙媒体形式で提供すること(※なお、顧客からの求めがあれば直ちに、当該顧客分の個人情報の提供を停止致します。)
- (4) 愛馬会法人主催の旅行サービス等開催時に、参加者氏名等の個人情報を旅行代理店へ連絡すること
- (5) イベント等の各種案内
- (6) 顧客の個人情報は、愛馬会を退会し、一定期間経過後本人の要望により、個人情報の抹消手続を行うものとします。

**第1条 定義**

本規約は、株式会社グリーンファーム愛馬会（以下「愛馬会法人」という）が定める株式会社グリーンファーム愛馬会規約（以下「会員規約」という）に基づき会員登録した会員（以下「会員」といいます）に対して、会員が出資する競走馬出資金（輸入経費出資金を除く。以下同じ）の支払金額に一定の割合で付与するポイント（以下「クラブポイント」という）について、適用ルールを定めるものです。

**第2条 クラブポイントの付与**

1. 愛馬会法人は、会員が納入する競走馬出資金額に基づいて、当規約が定める方法によりクラブポイントを計算し、対象会員に付与します。
2. クラブポイントは、会員が納入した競走馬出資金額に5%を乗じた金額（円未満切り捨て）をいう。  
付与するクラブポイントは、1ポイント=1円とする。
3. クラブポイント付与の対象金額は、毎月の「請求明細書」に記載される会員が現実に現金で支払うべき競走馬出資金額とし、下記(1)から(2)の金額については、ポイント付与の対象から除外します。
  - (1)競走馬出資金の支払い時に受けた割引額
  - (2)クラブポイントを使用したポイント金額

**第3条 クラブポイント付与の通知と使用開始時期**

愛馬会法人は、競走馬出資金の支払いに関して、毎月13日に発行する「請求明細書」において、クラブポイント付与数及びクラブポイント使用数並びにクラブポイント残数を記載します。当該クラブポイントは、前述日以後において募集馬の出資申込みの際に使用できるものと致します。

**第4条 クラブポイントの有効期限**

クラブポイントに有効期限はありません。しかし当該会員の会員資格失効と同時に保有するクラブポイントの使用権も消滅致します。

**第5条 クラブポイント付与率の変更**

愛馬会法人は、会員にあらかじめ告知することなく、クラブポイント付与率を変更することができるものとします。

但し、かかる変更は付与済みのクラブポイントには何ら影響しません。

**第6条 クラブポイントの譲渡禁止**

会員は、理由の如何を問わず自己に付与されたクラブポイントを第三者に譲渡することはできません。

**第7条 権利の喪失**

会員は、退会その他の事由により会員資格を喪失した場合、自己に付与されたクラブポイントの使用権利は消滅致します。

**第8条 割引ポイントの使用方法について**

1. 付与されたクラブポイントは、募集馬の出資申込みの競走馬出資金に充当することができます。
2. クラブポイントは、1ポイント=1円として使用することができます。
3. 有効なクラブポイントを有する会員が新規の出資申込みをする場合には、特に申し出のない限り、愛馬会法人は自動的にクラブポイントを競走馬出資金に充当することと致します。
4. 会員が複数の募集馬に同時に出資申込みをする場合には、愛馬会法人はクラブポイントを任意に充当できるものとします。

**第9条**

競走馬ファンドとしての運用開始前の1歳時に引退が決定した競走馬について、当該競走馬出資金の支払いにより付与されたクラブポイントは、ポイント付与時に遡って消滅するものとします。この場合、会員がすでに当該ポイントを使用して他の競走馬への出資申込みをしていた場合には、当該クラブポイント使用金額に相当する競走馬出資金について改めて支払義務が発生します。なお、改めて支払義務の発生した競走馬出資金支払金額に対しては、クラブポイントを付与されるものとします。

**第10条 本規定の改定**

愛馬会法人は、運営上の事情により本規約を改定することがあります。この場合、愛馬会法人は変更事項を毎月発行する会報に掲載する等の方法により会員に改定された内容を告知します。